## <サービス利用料金(1 日あたり)>

サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と食費・光熱水費・日用品費の合計金額を利用者にお支払いいただきます。

(別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。)

## 平成 30 年 4 月支援法改定内容

重要事項添付資料(たいようの丘)

利用者の障害程度区分と 利用料(※4)	区分 2	区分3	区分4	区分5	区分6
サービス利用料金(日額)	4, 924円	7, 743円	9, 730円	10, 605円	11,858円
うち市町村より代理受領す る金額	4, 431円	6, 968円	8, 757円	9, 544円	10, 672円
サービス利用に係る自己負 担額(利用料の定率負担)	493円	775円	973円	1,061円	1, 186円
食事に係る自己負担額	朝食: 150 円 / 昼食: 200 円 / 夕食: 450 円				
日用品費	3, 000 円				
光熱水費に係る自己負担額	12,000 円				

- \*ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に 記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。
  - (注)①に専門的な支援に係る利用料が加算されます
    - ■福祉・介護職員処遇改善加算 7.4%